

将来ビジョン140

第2期中期行動計画

令和2年度～令和6年度

皇學館大学



「第2期中期行動計画」の策定について

皇學館大学では平成26年度に「皇學館大学140教育研究ビジョン」とそれを達成するための「中期行動計画」(平成27年度～平成31年度)を策定し、本学の教育と研究と学びの改革・充実に取り組んできました。

ここに「中期行動計画」の成果を踏まえ、新たに令和2年度からの「第2期中期行動計画」を策定しました。これは「皇學館大学140教育研究ビジョン」に示された皇學館大学の歴史と伝統の継承という使命と、我が国や地域の将来の中核となる人材の養成・輩出をさらに推進しようとするものです。

先の「中期行動計画」では、本学が我が国の高等教育機関としての社会的使命を果たし、社会のニーズを踏まえた人材育成・地域貢献機能を担うことがうたわれていましたが、計画の多くは実現され、本学の教育改革は大きく前進したといえるでしょう。

今回の「第2期中期行動計画」の策定にあたっては、先の「中期行動計画」の振り返りを行い、各行動計画について継続・終了・中止等を精査したうえで、平成30年11月の中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」、平成30年6月に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」のほか、私立大学等改革総合支援事業や私立大学連盟のガバナンス・コード(令和元年6月)などで求められる諸課題を念頭に置きました。

本学は令和4年に創立140年を迎えます。それまでに本学にとって大きな節目となる創立150年に向けた、一層、魅力的な皇學館大学を実現する新たなビジョンの構築が予定されています。



皇學館大学 学長

河野 訓

Satoshi Kawano

目次

将来ビジョン・第2期中期行動計画の策定について	1
【将来ビジョン】	
「皇學館大学 140教育研究ビジョン ～本学の歴史・伝統と地域志向～」	2
教育目標	2
養成する人材像	3
第2期中期行動計画	3
Ⅰ 大学教育の「学び」の質保証・学修者本位の教育への転換	4
Ⅱ 研究体制における多様性と柔軟性の推進	7
Ⅲ 学生の主体性、可能性を伸ばす学生支援	7
Ⅳ 高大接続改革の推進	8
Ⅴ 地域貢献活動の充実・発展	9
Ⅵ 組織・運営基盤の強化と情報公表	10

「皇學館大学 140教育研究ビジョン ~本学の歴史・伝統と地域志向~」

皇學館大学の歴史・伝統とは、本学創立・再興以来の意志を受け継ぎ、本学に関わった先人たちが建学の精神に基づき、種を蒔き、育て、開花させてきた優れた教育内容とその教育成果(=人材輩出)に寄せられた信頼・信用の別名であると考えます。

私たちに課せられた使命は、将来に亘って、この先人の志を受け継ぎ、先人が築き上げてきた信用・信頼を継承してゆくことにあります。これこそが、皇學館大学の歴史と伝統の継承であります。

そのためには、今後とも、我が国固有のこゝば・文学、歴史、神道・思想文化に関わる教育研究を基礎にしながら、我が国の持続的発展を担う、優れた中核的人材を着実に養成・輩出してゆかなければなりません。

現在我が国は大きな構造的変化に直面しています。グローバル化や情報化の進展、少子高齢化などの社会の急激な変化は、社会の活力の低下、経済状況の厳しさの拡大、地域間の格差の広がり、日本型雇用環境の変容、産業構造の変化、人間関係の希薄化、格差の再生産・固定化、豊かさの変容など、様々な形で我が国社会のあらゆる側面に影響を及ぼしています。さらに、知識を基盤とする経営の進展、労働市場や就業状況の流動化、情報流通の加速化や価値観の急速な変化などが伴い、個人にとっても社会にとっても将来の予測が困難な時代が到来しています。

本学が、本学の立地する地域社会に貢献しながら、我が国と世界の安定的、持続的な発展に重要な役割を担うためには、学生たちがこのような未来社会を生き抜く上で必要とされる能力の養成を主眼にした、教育課程の体系的な編成、弾力的な履修方法、そして教育方法の改革・改善を主たる内容とする学士課程教育の質的転換を遂行し、学士力を保証することが必要不可欠であると考えます。今、私たちには、未来への自らの責務と可能性を自覚し、真摯に教育改革に取り組むことが求められています。

また、グローバル化の加速する社会において活躍できる人材育成の重要性が増していることは論ずるまでもありません。グローバル人材の土台として重要なのは、我が国の歴史や文化や国柄に関する知識や理解、多元的な文化の受容性、あるいは認知的能力、倫理的・社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力とされています。

持続可能で活力ある地域の形成も喫緊の課題です。本学が本学の立地している地域再生の核となるとともに、地域の未来を担う有為な人材の育成に責任を持つことが求められています。

私たちは、高等教育機関に期待されている人材養成の観点から、本学の教育内容・教育方法・学生支援体制等を全学的に見直し、その改善策を中期行動計画としてここに可能な限り具体的に提示いたします。

研究面におきましては、研究開発推進センター機能を強化し、特に「神宮並びに神道研究の学術情報拠点の形成」事業、「日本古典の研究」及び「地域課題の解決を目的とした研究」の推進に取り組んでまいります。

私たちは、この「皇學館大学140教育研究ビジョン」を学生諸君他、本学関係者と共有し、以下の「教育目標」及び「養成する人材像」を掲げ、教育と研究と学びの改革・充実に取り組みます。

教育目標

- ① 神道の精神に則り、我が国の歴史・伝統に基づく文化を究明し、祖国を愛する心を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成します。
- ② 生涯を通じて学び続ける意欲を持ち、主体的に考える力を持った人材を育成します。
- ③ 教育・保育、公務員、福祉、企業、神社、地域貢献等社会の様々な領域で、他者と協働し、中核的人材として貢献できる人材を育成します。



養成する人材像

- ① わが国の歴史と伝統・文化を深く理解し、それを基盤として、異なる歴史と伝統・文化を持つさまざまな世界をも尊重することができる。
- ② 神道精神に基づく高い倫理観と寛容な精神を備えている。
- ③ 社会において必要とされる知識・技能と、課題解決のための思考力・判断力・表現力等の汎用的な能力を備えている。
- ④ 生涯にわたり学び続ける意欲を持ち、主体的に考え、自ら積極的に行動することができる。
- ⑤ 地域・職域等社会の様々な領域において、身につけたコミュニケーション能力を用いて他者と協働し、中核的存在として貢献できる。
- ⑥ 専攻する専門領域における基礎的かつ体系的な知識・技能を身につけるとともに、それを実社会において活用することができる。

第2期中期行動計画

第2期中期行動計画を推進するにあたり、特に忘れてはならないのはこれまで本学が130年余培ってきた歴史と伝統の継承とともに、さらに今後の長期の展望である。

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」では2040年に向けて高等教育(大学)が目指すべきこととして「学修者本位の教育への転換」が特に強調されている。また、これから到来する予測不可能な時代の中で、2040年に必要とされる人材として、基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を文理横断的に身に着け、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力をもって社会を改善していく資質を有する人材とされている。

このような将来展望を踏まえて策定された第2期中期行動計画の柱は次の6つの事業である。

- I 大学教育の「学び」の質保証・学修者本位の教育への転換
- II 研究体制における多様性と柔軟性の推進
- III 学生の主体性、可能性を伸ばす学生支援
- IV 高大接続改革の推進
- V 地域貢献活動の充実・発展
- VI 組織・運営基盤の強化と情報公表



第2期中期行動計画ではまず大学教育の「学び」の質保証のために、全学的な教学マネジメントの確立をうたっている。教学マネジメントとは「大学がその教育目的を達成するために行う管理運営」と定義される。さらに学修者本位の教育課程と教育方法への転換、学修成果の可視化などに続き、研究面の活性化、学生支援、高大接続、地域貢献、組織運営基盤の強化など、計画は多岐にわたり、それぞれには担当部局と計画の完成年度も設けられている。

ここに掲げられる諸計画を実現して皇學館大学の魅力化を推進し、さらに余力のあるところは伸ばし、一方では予測できないことの出来にも常に対応できる大学をめざしたい。



I 大学教育の「学び」の質保証・学修者本位の教育への転換

行動計画	執行責任者	具体的施策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
(1) 全学的な 教学マネジメントの確立	・総務担当学部長	①地域の高等教育機関の使命である地(知)の拠点として、また神道及び神宮研究の拠点として、建学の精神とこれまでの人材養成実績に基づいた、発展・充実のために定められた教育目的及び中期行動計画を実現するために必要な、教学面での改革・改善のための指針を策定し、毎年の事業計画に記載の上、全学で取り組みを行う。 ●データやエビデンスに基づき策定する。 ●公共性の確保、信頼性の確保、透明性の確保、継続性の確保をふまえる。	→				→	
		②【I】-(1)-①を実現するために、全学横断的にカリキュラムを検討するために必要な「教育企画」を担う教職協働組織を設ける。また、現状のIR室をこの新たな組織に位置づける。	→				→	
		③専任教員配置方針及び教員人事計画を策定する。 ●教育に関する将来計画をふまえて策定する。 ●年齢構成、S/T比の適正化へ向けた改善に務める。 ●将来の大学学部の規模の適正化(入学定員・収容定員)をふまえた計画とする。	→				→	
		④国が今後各大学へ一括して示すこととしている大学教学マネジメントに係る指針への対応を行う。	→				→	
	・地域連携推進担当学部長 ・教育開発センター長	⑤地(知)の拠点大学として、地域貢献・社会連携を推進するため、他の教育機関や自治体及び産業界との連携をさらに積極的に行う。 ●(例)現状の受託研究については研究開発推進センターが担当し、受託事業や協定に基づく活動については企画部地域連携推進室を担当とする体制から、更に適切な体制の構築について検討する。 ●受託事業の受入れに関する規程を定める。	→				→	
		⑥本学の教育課程において、学部教育科目を担当するに相応しい人物で、当該教育分野に関して実務経験を有する人物の参画を促進し、既存の教員組織では導入・充実の容易でない分野について、必要な割合の実務家教員を活用する。 ●全国的・広域的な業界別団体又は企業から実務家教員を迎え、体系的な授業科目を編成し、担当を依頼する。	→	→				
	・総務担当学部長	⑦策定し公表している現行教育課程の理念・目的と3つのポリシーに関して、令和5年度からの次期カリキュラム改定について、3つのポリシーの見直しに沿って取り組む。 また、アセスメント・ポリシーによる学修成果の検証を行う。 ●3つのポリシーに則った学修者本位の大学教育の実施とアセスメント・ポリシーによるその学修成果の自己点検・評価、その後の改善活動サイクルを回す。	→	→				
		⑧現状の教育研究環境について、各学部・学科・研究科・研究所等で使用している実習施設、設備等の利用状況をふまえ、将来計画に基づいて、本学の持てる教育研究上の強みや特色を強化し付加してゆくという方向性を明確化するために、教育研究環境の再整理・再配置を行う。 ●研究室、実習教室等施設・設備の使用状況確認と効率的な利用促進・再配置	→					→
		⑨大学院改革を進める。 ●大学院の研究科の種類、規模について将来の見通しをふまえて適正化を行う。 ●高度な専門的知識のみならず普遍的なスキル・リテラシー等も身に付けた高度な人材を育成することができるよう、明確な人材養成目的に基づく学位プログラムとしての大学院教育の確立に向けて、分野横断的なコースワークの充実を図る。 ●学生の修了後の進路の確保に努める。	→					→
	(2) 学修者本位の教育課程 及び教育方法への転換	・教務担当学部長 ・教育開発センター長	①「全学的な教学マネジメントの確立」I-(1)-④で対応を行うこととしている国が示す大学教学マネジメントに係る指針に基づいて、令和5年度からの新カリキュラム編成を行う。また同I-(1)-⑦で取り組むアセスメント・ポリシーについても新カリキュラムに沿って見直しを行う。 ●学生本位の視点にたった教育(=何を学び、何を身につけることができるかを中軸に据えた、学修の成果を学修者が実感できる教育、学修者の主体的な学びの質を高められる教育)の実現 ●「個々の教員の教育手法や研究を中心に構築された教育課程ではなく、学位プログラムを中心とした教育課程への転換」を含めた高等教育機関としての在り方の転換	→	→			
②学修ポートフォリオ(manaba course)を活用して、学修者の学修状況を把握し、学修者の主体的な学修を促す。 ●学科全体の方針としてmanaba courseを活用している学科を除き、現状の教員個々人の利用に任せられた体制から、優先順位の高いものから利用する科目を学部・学科・研究科単位で定めた上で、全学的な利用へ向けて、その進捗状況を毎年自己点検活動で評価し、導入を促進する。 ●学習行動把握と指導 ●事前事後学習の推進 ●成績評価基準としての利用 【令和6年度の目標：全開講科目の100%の利用】			→	→				
③学生の主体性を引き出す教育方法・教育内容の改善を行う。 ●3つのポリシーをふまえ入学から卒業に至る学びの道筋を学生に明確に提示(初年度教育等) ●事前学習、授業時間中の学修者の主体的参加、事後学習を促す授業の在り方として、すでにそのための機器を備えている「反転授業」の導入科目数を増加させる。導入数について全学的な目標を毎年設けて、組織的にその達成へ向けて努力する。 ●シラバス記載事項：事前事後学習及び学習時間、講義科目におけるアクティブ・ラーニングの導入 ●PBL授業の導入と課題探究能力の養成・修得 【令和6年度の目標：専任教員担当科目の30%】			→	→				
④GPA運用と活用方法の改善 ●学生への個別学修指導、進級判定、卒業判定、各種実習等の要件に活用 ●CAP制に活用(GPAにより履修単位制限を柔軟に行う。)			→	→				

行動計画	執行責任者	具体的施策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
(2) 学修者本位の教育課程 及び教育方法への転換	・教務担当学部長 ・教育開発センター長	⑤初年次(1年次生)の段階において、アクティブ・ラーニング(課題解決型学習、ディスカッション、ディベート、グループワーク、プレゼンテーション、実習、フィールドワーク、反転授業等)の導入や情報通信技術(ICT)を活用した教育を促進する。 ●学習管理システム(LMS)を利用した事前・事後学習の推進(manaba courseやMediaDEPOの活用) ●respon(クリッカーシステム)を活用した双方向型授業の推進 ●情報リテラシー教育の実施 ●授業中のプレゼンテーション機会の増加、調査学習の実施(初年次教育)。 【令和6年度の目標:1年次生におけるアクティブ・ラーニングの実施について、60%以上とする。】					→	
		⑥年々変化している、精細化する国から求められるシラバスの記載内容に対応したシラバスを主体的に作成する。 ●学修の到達目標の記載、事前事後学習の課題の提示、学習時間の目安の記載、評価方法等の記載 ●シラバス記載内容の組織的点検					→	
		⑦学位に相応しい専門的な知識とともに、幅広い分野や考え方を俯瞰して、自らの判断をまとめ表現する力を備えた人材を養成するために、文理横断型、学部横断型、他大学等との連携型など多様で柔軟な教育プログラムを実施するための仕組みや制度を整備する。そのために、令和5年度カリキュラム改定に合わせて、学修者・社会の求める副専攻プログラムを編成し実施する。実施の時期は社会の変化をもふまえて柔軟な対応をする。 ●副専攻コースの設置に当たっては、主専攻のみ、または主専攻+副専攻で124単位修得により卒業できるよう卒業要件も併せて検討する。 ●文理横断型の副専攻プログラム「数理・データサイエンス」の基礎的素養の養成を目的とした副専攻コースを設置する。 ●現状現代日本社会学部の専門科目群に公務員を目指す学生のための科目を体系的に開発しているが、この一部を副専攻プログラムとして他学部学生も履修できるようにする。 ●初等中等教育の新学習指導要領で履修が課せられているプログラミング教育についても、学部段階に相応しいレベルと内容をもった副専攻プログラムを編成する(高等学校では令和4年から年次進行で新学習指導要領が施行されるが令和元年から先行実施も可)から、令和7年度大学入学生が新課程1期生となる。 ●社会人のリカレント教育にふさわしい教育プログラムについては、履修証明プログラムとしても活用する。 ●放送大学や他の大学や教育機関との連携に積極的に取り組む。 ●その他の取組事例として、併設高校における女子生徒の大学進学分野等もふまえ、主に文学部コミュニケーション学科英語コミュニケーションコースを選択した学生に対して、CA(キャビン・アテンダント)・GS(グランド・スタッフ)養成教育プログラムを正課外での開催から着手し、令和5年度からの新カリキュラム改訂時に導入し、正課の副専攻プログラムとしての開設に取り組む。					→	
		⑧令和5年度カリキュラム改定に併せて、1年次と3年次でのコンピテンシー能力の伸長割合を測定する方法を全学的に導入する。 ●PROG(またはGPS-Academic)を導入する。			→			
		⑨高等教育コンソーシアムみやえや国内他大学と教育・研究に関する連携協定を締結し、単位互換制度の促進、教育課程の編成、教材の開発、学生の交流(派遣・受入)、FD・SD研修等を行う。						→
		⑩TA、SA等の学生スタッフに対する研修プログラムを開発し、教育研究活動を効果的なサポートを行う。			→			
		⑪4年間の退学者数・除籍者数減少及び休学者数、留年等の減少を目的に、原因と傾向を分析し、対策を構じる(必要な学生支援に取り組む)。 【令和6年度までの目標:4%以内】				→		
		⑫教育学部の現在の養成課程(小学校教諭・中高教諭(体育)・幼稚園教諭・特別支援学校教諭・保育士)を見直し、新たな養成課程を検討し、課程設置に取り組む。						→
		⑬本学の教員養成の伝統をふまえて、中・高教員養成課程において、教科指導力、教職適性、教育相談力の高度化へ寄与できる「倉志会」の取り組みを充実・発展させる。						→
		(3) 学修成果の可視化と 情報公表の促進	・教務担当学部長 ・教育開発センター長	①学修成果の可視化(把握・測定)のために、アセスメント・ポリシーに則った主観的、客観的評価指標を定める。 ●アセスメント・ポリシーによる検証は、大学全体レベル(機関レベル)、学部・研究科レベル(教育課程レベル・授業科目レベル)の2段階で行う。			→	
②大学全体の教育成果の可視化や教学に係る取組状況等、大学教育の質の向上に関する情報を把握・公表する。							→	
③学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、学修成果・教育成果の可視化に基づく改善を行う。								→
(4) 学修・体験プログラムの 改善	・教務担当学部長 ・教育開発センター長	①現在実施している正課・正課外の学修・体験プログラムについて、学修成果を把握・測定し、結果をふまえ、継続・中止の判断も含めた改善を行う。特に一定の経費支出を伴って実施しているプログラム・行事についてその教育効果を精査する。 ●山室山参拝・参拝見学、インターンシップ、CLL活動、現代日本塾、フィールドワーク等					→	
		②インターンシップに関する基本方針を策定し、学修者が自らを社会の一員として自覚し、自らの学びの社会的意味を理解し、学修の質を向上させる機会としての「インターンシップ」の機会・内容を充実させ、参加学生数を増加させる。 ●長期インターンシップ(2週間以上)の受入先企業・団体を開拓する。 ●長期インターンシップだけでなく、受入先企業、学生のニーズを把握し、マッチングを行う。 ●2年次生対象のインターンシッププログラムを作成し、参加を促進する。 【令和6年度の目標:三重県内企業、団体等でのインターンシップ派遣先組織数と参加学生数180名/100組織・団体】					→	

行動計画	執行責任者	具体的施策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(5) 内部質保証への取り組み	・総務担当学部長	<ul style="list-style-type: none"> ① (公財) 大学基準協会が定める10項目の大学基準と本学独自で定める点検項目に基づき、自己点検・評価活動を行う。 ● 内部質保証システム実施要綱に定める項目のPDCAを運用し、内部質保証に取り組む。 ● 3つのポリシーに照らした自己点検・評価を行う。 ● 自己点検・評価について、学外者から毎年評価を受ける(外部評価委員会)。 ● 学生の代表者等から、「カリキュラムの内容・学修方法・学修支援又は学修成果」や「施設・設備」について意見聴取を行う方法・機会について検討する。 					→
(6) 教員評価制度	・総務担当学部長	<ul style="list-style-type: none"> ① 皇學館大学教員評価実施要綱に基づき、研究業績、教育業績、職務上(管理運営)の業績及び社会貢献の4領域について教員評価の改善を行う。また、必要に応じて同実施要綱の改定を行う。 ● (例) 研究、教育、管理運営、社会貢献等の従事比率(エフォート)の把握を行う。 					→
(7) 教学IR機能の充実・推進	・総務担当学部長 ・教育開発センター長	<ul style="list-style-type: none"> ① 大学の現状を多角的に調査・分析し、大学運営や教育改革等、大学運営・経営に資する情報を提供するため、大学内の様々なデータを一定の書式で情報集積して数値化・可視化する。 				→	
		<ul style="list-style-type: none"> ② 大学IRコンソーシアム調査の他、学内で実施している大学独自のアンケートの目的を明確にしたうえで、調査項目の重複の有無等、見直しと調査結果の分析及び結果の活用を行う。 				→	
		<ul style="list-style-type: none"> ③ 卒業後アンケート(卒業生、採用企業等人事担当者対象)を実施する。 ● 卒業後の進学や就職の状況、在学中に受けた教育内容やサービス等について良かった点や現在の仕事に活かされているかなどを問い、統計的な集計、取りまとめを行う。 ● 大学における教育内容やサービスの改善、教育目標の見直し、次期カリキュラム改定時の参考資料等に活用する。 				→	
(8) 教職員等の資質向上	・教育開発センター長 ・総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ① SD研修の高度化を図る。 ● 業務に関する専門知識の修得や戦略的な企画能力及び管理運営能力の向上、将来を担う事務職員の計画的な育成等を目的とする年間SD計画(OJTとOFFJT)を策定し、資質向上を図る。 ● 高等教育コンソーシアムみえ又は私学連携協議会みえにおいて共同でSDを実施する。 ● 学外の組織等が実施する専門性の高い教職員養成(IRer、アドミッション・オフィサー、リサーチアドミニストレーター等)を目的とする研修会、私立大学連盟等関係団体が実施している研修に参加する。 【目標実施回数 学内5回/年 学外50回/年】 			→		
		<ul style="list-style-type: none"> ② 大学等及び大学院の授業の内容及び方法の改善を図るために組織的にFD研修を実施する。 ● 教育開発センターが中心となって企画し、組織的に行うために、【1】-(1)-②の「教育企画」の役割を強化するための組織改革を行う。 ● 他の大学等と協同でFD又はSDを実施 ● アセスメント・ポリシーをふまえた成績評価についてのFDを実施 ● シラバスの作成方法に関するFDを実施等 ● 学生の多様化に対応した大学教員として、必要な資質・能力を向上のためのSD活動を充実させる。 				→	
		<ul style="list-style-type: none"> ③ 教員養成課程の大学教員として、必要な資質・能力を向上できる仕組みを検討・実践する。 ● 新任教員に対して早期に実践性を身に付けさせる取り組みを進める。 例) 現場経験が十分でない専門科目の担当教員には教科教育の教員や実務経験を持つ教員(実務家教員)とのチーム・ティーチング(TT)、或いは併設高校での研修を義務付ける等。 ● 現場での実践と査読付論文を重視する「臨床教科教育学会」や「日本学校改善学会」等の学会に入会する教員を増やす。 					→
(9) 日本文化発信とグローバル人材の育成	・総務担当学部長	<ul style="list-style-type: none"> ① 「皇學館大学グローバル人材育成ポリシー」に基づくグローバル人材育成について、前中期行動計画での実績をふまえ、ポリシーの見直しを行う。 	→				
		<ul style="list-style-type: none"> ② 卒業時に、TOEIC スコア600点以上を100名、730点以上または英検準1級以上を30名、もしくはその同等レベルの英語運用能力を修得することを目標とし、教育課程の内外における外国語教育の充実及び体系化を図るとともに、e-ラーニング等の自主学習の促進と環境整備を行う。 					→
		<ul style="list-style-type: none"> ③ 神道・神宮・日本文化に関する本学教育の学術論文を英文翻訳・抄訳し、皇學館大学学術リポジトリに掲載し、学外に発信する。 【目標：年間3本以上、令和6年度までに15本以上】 					→
		<ul style="list-style-type: none"> ④ 令和5年度の新カリキュラム改定に併せて、文学部コミュニケーション学科のうち英語コミュニケーションコースのCA(キャビンアテンダント)・GS(グランドスタッフ)副専攻履修者に対し、在学中の海外留学を必修化する取り組みを進める。 ● 募集要項、履修要項、シラバスに記載が必要。 			→		
		<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 社会の国際化に対応できる人材育成のために、令和6年度までに、毎年70名以上を目標とし、現地での異文化体験や語学学習の促進を目的とする海外派遣(留学)を促進する。 					→
		<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 外国における就業力の育成を目的とする海外インターンシップに、毎年10名以上の学生が参加することを実現する。 					→
		<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 伊勢市との連携に基づき、インバウンド政策の一つである「伊勢」と日本スタディプログラムについて改善・改革を行い、伊勢の魅力について、国内及び海外に発信する。 					→

Ⅱ 研究体制における多様性と柔軟性の推進

行動計画	執行責任者	具体的施策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
(1) 特色ある研究の推進とブランディング戦略	研究開発推進センター長	① 神宮並びに神道研究の情報拠点を形成する。 ● 神宮、神道に関する文献資料の収集整理 ● 神宮、神道研究の国際情報発信センター機能の整備			→			
		② 外部資金を獲得して社会的要請の高い課題の解決に向けた研究に積極的に取り組むことで、本学研究の「強み」の多様化を図る。				→		
		③ 分野横断的・文理横断的研究を実現するためにプロジェクト研究部門の研究を推進する。【目標：1件/年】					→	
		④ 本学が所有する神道関係文献を初めとする多彩な学術的資源のデータベース保存(知的財産)、及びそれらの国内外への発信を行う。						→
		⑤ 【1】-(9)-③で定めた計画の他に、引き続き学内誌掲載論文に対し、英文サマリーをつけて、研究成果を発信する。						→
(2) 研究面での地域社会貢献	研究開発推進センター長	① 地域課題の解決を目的とした研究を推進する。 1) 歴史文化観光資源領域 2) 自然環境定住資源領域 3) 地域経済・産業領域 4) 地域福祉・教育資源領域 【令和6年度地域志向研究の取組み件数の目標40件/うち地域から委託・要請を受けたもの10件】					→	
		② 三重県内の博物館等との共同研究を推進する。 ● 市(町)立博物館、郷土資料館等と連携し、共同研究・事業を行う。					→	
(3) 外部資金の獲得	研究開発推進センター長	① 全国的・広域的な神社界を含む業界別団体又は企業と協定等を締結し、当該協力関係のもと、企業との共同研究及び、受託研究の獲得を目指す。					→	
		② 学外から獲得した外部資金情報は、全学的に申請を促すために学内情報ツール及び各学科・教授会において共有し、公式ホームページにも公表する。 科学研究費申請書(研究計画調書)の書き方説明会の開催、申請書類の確認支援、研究資金の管理・相談対応等の支援業務を行うため、担当職員の実質向上を図る。					→	
(4) 国内外の大学・研究機関等との連携	研究開発推進センター長	① 海外の大学と教員又は研究者の人事交流に関する大学間交流協定締結を推進し、海外からの研究員との共同研究を実施する。					→	
		② 日本の歴史や神道を中心とした精神文化を海外の研究者と共同研究することによって、日本文化を世界に発信し、本学のブランディングにつなげていく。					→	
		③ 国内外の多様な研究機関との連携を推進する。					→	
(5) 公的研究費の管理・監査	研究開発推進センター長	① 文部科学省の研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドラインに適合するよう関係規程の見直しを行う。 外部研究資金使用ハンドブックの見直し修正を随時行い、合わせて研究費の不正使用防止及び研究活動の不正行為防止に向け、不正防止計画(コンプライアンス教育・研究倫理教育)を実施する。					→	
(6) デジタル・アーカイブスの推進	研究開発推進センター長	① 研究開発推進センターと附属図書館を中心に資料保存・学内外への電子公開及びその活用を目的とし、本学が所有している資料をデジタルデータ化し、本学独自のアーカイブズシステムを構築する。					→	
(7) 学術リポジトリの推進	附属図書館長	① 本学の教育研究成果を広く公開し、教育研究活動を積極的に社会に還元することを目的とし「皇學館大学オープンアクセス方針」を策定し、学内外への情報発信を推進することで、教育研究活動のさらなる発展に寄与する。					→	
(8) 研究能力の向上	研究開発推進センター長	① すでに「皇學館大学派遣研究員規程」で規定化されている専任教員の研究推進を助成し、もって本学の研究教育の活性化及び後継者育成に資するため、国内外の大学・研究機関及び本学研究開発推進センター等へ研究派遣制度について、当該教員留学中の代講対応(非常勤講師対応等)を検討し、実現する。	→					

Ⅲ 学生の主体性、可能性を伸ばす学生支援

行動計画	執行責任者	具体的施策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 学生支援体制の改革・改善	学生部長	① 高等教育無償化への対応とそれに伴う現在の奨学金制度についての点検・評価を行い、より効果的な制度に改革する。				→	
		② クラブ・サークル活動を促進するとともに効果的な支援体制を構築する。 ● 大学スポーツ協会(UNIVAS)への加盟に伴い、策定されたクラブ倫理綱領に基づいたクラブ運営を行う。 ● 定められた本学におけるクラブ・サークル活動の倫理綱領に基づき、manaba courseを利用して、個人ごとの修学および競技(大会)結果に関するデータを蓄積し、分析するポートフォリオの構築を行う。スポーツ系・文化系クラブ・サークルともに取り組む。					→
		③ 学生生活の満足度を上げる取り組みを行う。 ● 各アンケート調査結果等を分析し、学生の満足度を上げる取り組みを行う。 ● 学生への配付物の内容の点検・改善 ● 学生食堂、売店、コンビニの改善 ● 保健室、学生相談室によるサポートの改善 ● 窓口対応の向上					→
		④ 障がい学生支援体制を構築する。 ● 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき定めた「障がいのある学生への支援に関する基本方針」に則り、具体的な運用ルールについて整備し、実行する。					

行動計画	執行責任者	具体的施策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
(1) 学生支援体制の改革・改善	・学生部長	⑤教育寮（精華寮・貞明寮）及び厚生寮（クラブ合宿所）における生活支援を行う。 ●各寮において、学生生活支援のためのアンケート調査やインタビューにより、課題発見と解決に取り組む。 ●教育寮、厚生寮それぞれにおける集団生活の基本について、規則の理解やマナー教育に取り組む。	→					
(2) キャリア支援体制の改革・改善	・学生部長	①本学の人材育成の「強み」と「特色」を生かし、学生一人ひとりの「強み」と「特色」を育み、社会の要請に応えられる支援体制の構築に向けて改善に取り組む。 [目標：就職率90%/卒業生 就職率100%/就職希望者 三重県内就職率75%/就職者] ●manaba course (LMS) を活用した「就職eポートフォリオ」の運用を開始する。 (面談状況や就職活動状況、インターン・シップ、地域活動、ボランティア活動、クラブ・サークルにおける課外活動成果のまとめ等)	→	→				
		②主な業種（教職・公務員）別に毎年度の事業計画に目標値を設定し、目標達成に必要な施策を立案・実施する。 ●神職については、養成可能な学生数に対し求人数が多いことから、資格取得者については奉職率100%を目標とする。また、卒業後の奉職支援にも取り組む。 ●教員採用試験合格者数（既卒者含む）を、令和6年度までに、初等教育（小学校）で130名以上、中等教育（中学校・高等学校）で30名以上を目指す。特に中等教育については、倉志会において、支援計画及び支援体制を整え、希望実現に向け学生を支援する。 ●公立幼児園・保育園・認定子ども園の採用者数を、令和6年度までに、20名以上を目指す。 ●公務員就職者数を、令和6年度までに、行政職員で都道府県レベル5名以上、市町村レベル20名以上。専門職（自衛隊・警察・皇宮警察・消防官等）で40名以上とする。			→	→		
		③卒業生組織（館友会）の各支部との連携のあり方について、連携案の作成を行う。 ●学生や社会からのニーズ、将来的な展望等をふまえた新たな有力企業との出会いの場を創出するとともに、OB/OGの協力を得て、体系的な学内行事を順次導入する。 ●支援の一貫として、教員や公務員分野、金融機関等OB・OGと現役学生との懇談会や（特に神職以外の）OB,OGによる講演会を実施する。				→	→	
		④保護者会（萼の会）との連携のあり方について、連携案の作成を行う。 ●萼の会による補助項目の再編による、より効果的なキャリア支援体制の再構築を行う。	→	→				
		⑤卒業生に対するアフター・ケアを行い、卒業後の支援体制を充実させる。 ●業種別に、採用2～3年目の卒業生に対して現状調査を行い、支援に必要な卒業生に対して可能な対応を行う。また、これらの結果を企業とのコミュニケーションや支援事業の実施に活用する。	→	→				

IV 高大接続改革の推進

行動計画	執行責任者	具体的施策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
(1) 高大接続改革をふまえた入試制度の改善と学生募集体制の強化	・アドミッション・オフィス室長	①令和3年度入試以降の新たな大学入試に対応した本学の入試制度の改革を行う。 ●大学入学共通テスト導入に対応し、能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する本学個別入試の改革を行う。 ●学校推薦型選抜・総合型選抜において「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を多面的・総合的に評価する試験を行う。また総合型選抜では主体性評価を導入する。 ●一般選抜において英語の4技能を適切に評価するため、大学入試センターが認定する英語外部試験の活用について検討する。	→					
		②学生募集戦略については、短期・中期・長期で計画を立案し、本学のアドミッション・ポリシーとのよりマッチングの高い志願者の拡大に努める。 ●短期（令和2年度） ●中期（令和3年度～令和5年度） ●長期（令和6年度以降） ●県内はもとより県外からの在学生について、学生生活における活動実績や就職実績等の可視化と情報発信を積極的に行う。 ●全国の館友（本学卒業）教員との連携を強化し、志願者の拡大に努める。 ●併設高等学校からの、内部進学者数は100名を目安とする。			→	→		
		③志願者動向をふまえた入学定員の適正化（適正規模）について検討する。			→	→		
		④神職後継者入試に関して社家後継のために必要な資格の取得と、公務員等への就職を同時にめざす志願者のために、現代日本社会学部での受入れについて検討する。	→	→				
(2) 高大連携の推進	・アドミッション・オフィス室長	①高等学校教育と大学教育の連携強化を図るために併設高等学校を始め、高大連携の具体的な取り組みを実施し、高大接続改革に取り組む。 ●併設高等学校と定期的な協議を行う。[高大連携事業目標値3件/年] ●三重県内を中心に高等学校と連携を促進する。 ●特別科目等履修生制度を活用し、高校生に対し大学教育を体験する機会を提供すると共に、入学後単位認定を行う。 ●高等学校に対して、本学教員による出張講座の利用を促進し、高校生やその保護者、高等学校教員に本学での学びに直接触れる機会を提供する。 ●高等学校における探究活動の支援を行う。 ●在学中のSBP活動等地域貢献活動に関して、本学入学後その経験等をさらに発展させることができる学修やCLL活動の機会を提供する。			→	→		
(3) 高大接続改革をふまえた大学広報の強化	・アドミッション・オフィス室長 ・学生部長	①本学の教育・研究・社会貢献に関わる現在の「強み」と「特色」に加え、新たな「強み」「特色」を見える化、広報することを通して、大学ブランド力を向上させる。	→				→	

V 地域貢献活動の充実・発展

行動計画	執行責任者	具体的施策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 地域再生の核となる 大学づくり	・地域連携推進 担当学部長	①社会連携・社会貢献活動について自己点検・評価を行い、「社会連携・社会貢献に関する方針」について見直しを行う。	→				
		②学会等の誘致を目的とし、伊勢市、伊勢志摩コンベンション機構等公的機関の制度を活用した外部資金の獲得を推進し、毎年度1件以上獲得する。	→				
		③地域における教育支援。本学の教育研究活動の一環としての教職員・学生による幼児・児童・生徒等への教育支援活動を推進する。 【令和6年度学部学生の社会貢献活動の種類と延べ参加学生数の目標】 歴史文化観光領域： 300名 自然環境定住領域： 130名 地域経済・産業領域： 200名 地域福祉・教育領域： 1,350名	→				
		④学内で実施している月例文化講座や教養講座（神道博物館主催）等の公開講座について、学外での開催を計画し、直接来学できない地域の住民のための生涯学習に貢献する。 ● 県北勢・中勢地域での開催を、連携する地方公共団体や企業と協働して開催する。 ● 高等教育機関のない地域において地方公共団体等と協働して開催する。	→				
		⑤地域社会に向けて、神道博物館教養講座、史料編纂所古文書講座、参加型の神宮徴古館農業館との共催による夏休み親子教室、さらに神道研究所夏休みこども講座を充実させる。	→				
		⑥地（知）の拠点大学として、地元自治体・企業等と連携し、地域の課題解決に取り組む。 ● 様々な面で地域の課題解決を支援するための事業の受託件数を増加させる。 【目標：10件/年】	→				
(2) リカレント教育	・教務担当学部長 ・地域連携推進 担当学部長	①生涯学習事業（履修証明プログラム・科目等履修生制度・開放授業）を推進する。 ● 履修証明プログラムについては、産業界や地方公共団体の意見聴取を行いプログラムを開発する。 ● 科目等履修生制度については、卒業生の資格・免許未取得者を対象とすることから脱却し、広く社会人を募集する。 ● 地域における生涯学習機能の役割を担うために、（次期カリキュラムにおいても）履修証明プログラムをすべての学科に設置するとともに、履修生を集める方を立てる。	→				
		②地域の要請に応える事業（介護福祉や保育等）について促進する。 ● 三重県社会福祉協議会との連携による介護職員初任者研修等への本学教員派遣協力を行う。 ● 伊勢市等との連携による保育士研修への本学教員派遣協力を行う。	→				
(3) 「地域連携プラットフォーム」 の構築	・地域連携推進 担当学部長	①高等教育コンソーシアムみえ・私学連携協議会みえにおいて、推進する事業に積極的に参画し、三重県内14高等教育機関・三重県と協働する。	→				



VI 組織・運営基盤の強化と情報公表

行動計画	執行責任者	具体的施策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 経営基盤の強化	・総務部長	①私立学校法等関係法令の改正に対応し、理事・評議員・監事の役割・機能を規程に明記し、役割・権限・責任、職務の分離や権限委譲を明確化する。	→				
		②法令順守体制及び内部統制体制については、常勤理事会での常勤理事の職務遂行のチェック、理事会への議決事項・報告事項の明確化を行い、ガバナンスの強化を図る。	→				→
		③人事政策 ●将来に向けた人事計画に基づく計画的な採用を行い組織強化につなげる。大学設置基準上、教員養成課程等の課程維持上必要とされる教員については、本学の将来を担う優秀な教員を確保する。	→				→
(2) 監査機能の強化	・監査室長	①「監事・監査法人・内部監査室」の相互支援体制の強化（毎年継続） ●三様監査の体制充実を図る。 ●監事の研修機会を増やし、監査室との連携を強化し、監事監査を支援する。 ●常勤監事の必要性の検討を行う。	→				→
		②経営状況、業務運営状況、ガバナンス体制、コンプライアンス体制、経営責任・役員報酬の明確化、公的研究費の適正使用等の検証（毎年継続） ●業務監査・財務監査を毎年実施する。 ●内部監査を通じて効率化・業務改善等を提案する。	→				→
(3) 情報公表	・総務部長	①教育成果や大学教育の質に関する情報の公表に関して、関係法令を遵守する。また、アクセスのしやすさ・見易さの向上を図り、グラフや図表を活用した資料など理解しやすい手法により情報を公表する。 ●中長期計画や事業計画、経営状況を「見える化」し、取組の成果を明確にする。	→				
(4) 危機管理	・総務部長	①情報セキュリティ体制及び個人情報漏洩防止として、情報の保存・管理に対する規程に基づくマニュアルに則り、定期的に検証し、研修の実施等により教職員の意識向上を図る。	→				→
		②平成29年度に実施した「リスク項目」への検証結果により、令和元年度時点での新たなリスクの有無の確認と必要なリスク管理を行う。	→				→
		③毎年度、重点的に取り組むべきリスク対応計画に基づいて、リスク発生状況とその対応状況を定期的に検証し、必要に応じて研修を実施する。事故事例の把握、安全・環境に対する法的規制その他経営環境やリスク要因の変化の認識と適時・適切に対応する体制を構築し、リスク管理意識の向上を図る。	→				→
		④大規模地震対応マニュアル等に基づき、防災訓練を計画・実施し、検証を行いマニュアルの更新を行う。 ●防災用備蓄品の確保と見直し、危機の発生を未然に防止するためのシステムと体制を整備する。 ●BCPを含めた各種マニュアルの更新を行う。	→				→
(5) 財政基盤の強化	・財務部長	①財務目標値の達成（毎年継続） ●事業活動収支差額比率：プラス ●資金留保：事業活動収入の7.0% ●積立率：70%以上維持	→				→
		②大学進学率の推移をふまえ、大学学部の規模適正化について、見直しの適切な時期も含め、毎年確認を行う。 ●令和2年度入学定員変更による募集効果の検証 ●令和22（2040）年度三重県及び全国の大学進学者推計値に基づき、入学定員の規模の適正化に取り組む。	→				→
		③補助金を活用した施設の長寿命化のための増改築・改修計画（毎年継続） ●「私立学校施設整備補助金」（防災機能強化緊急特別推進事業・バリアフリー化推進事業等）	→				→
		④寄附金収入増のための取り組み（毎年継続） 理事長を中心とした寄附金会議により、中期的な寄附金募集計画を立案する。同窓会組織との連携により、卒業生の現状把握に努め、卒業生に対する情報提供等によりお互いの理解を深め、寄付者数の向上を図る。 現ウェブサイト上での寄付種別（スポーツ他）を増やし、受配者指定寄附金や特定公益増進法人の寄付金税額控除制度の認識度を向上させることで、寄付金の多様化を図る。	→				→
		⑤補助活動事業の見直し ●出版部のあり方検討	→	→			
		⑥資産運用の見直し ●受取利息配当金収入増のための運用	→	→			
		⑦人件費の改善計画 ●人件費比率の目標値の設定とその計画的達成 目標値：大学・法人50%、高等学校・中学校75% ●学納金収入に対する教育・研究コスト（経費）の可視化（学部別・学科別・研究科別） ●授業コマ数の適正化による非常勤講師手当及び超過授業手当の削減 ●業務の見直し・改善等による時間外勤務手当削減（前年度比5%減を目標とする） ●新早期退職優遇制度の検討	→		→		
		⑧第Ⅴ期経費削減計画（令和2年度～令和4年度）の推進（毎年継続） ●前年度経常事業経費（継続事業+新規事業）の1%削減 ●原則、経常事業経費+新規事業経費（継続）は前年度と同額以下とする。	→				→
		⑨経営資源の最適化により資産効率の向上を図るためのキャンパスFM（ファシリティ・マネジメント）の推進（毎年継続） ●学園全体の資産の使用状況を継続的に把握、分析し、効率化を図る。 ●建物の長寿命化・魅力化をふまえた長期施設計画を作成する。 ●施設改修・情報整備等の資金計画（2号基本金）を作成する。	→				→



皇學館大学

〒516-8555 三重県伊勢市神田久志本町1704 TEL.0596-22-0201(代) FAX.0596-27-1704

<https://www.kogakkan-u.ac.jp>